

令和2年度制度・予算に関する 重点要望項目

文部科学省関係

公益社団法人 日本歯科医師会

超高齢化に伴う疾病構造の変化や、多様化する歯科ニーズに対応できる人材育成を推進する観点から、「大学教育から生涯教育まで一貫した研修システムの構築」及び「歯科医療職種の人材確保」について要望します。

1	歯科医師の資質向上に資する歯学教育の充実及びキャリアパスの整備
2	歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保及び養成校の支援

1. 歯科医師の資質向上に資する歯学教育の充実及びキャリアパスの整備 (参考1~3)

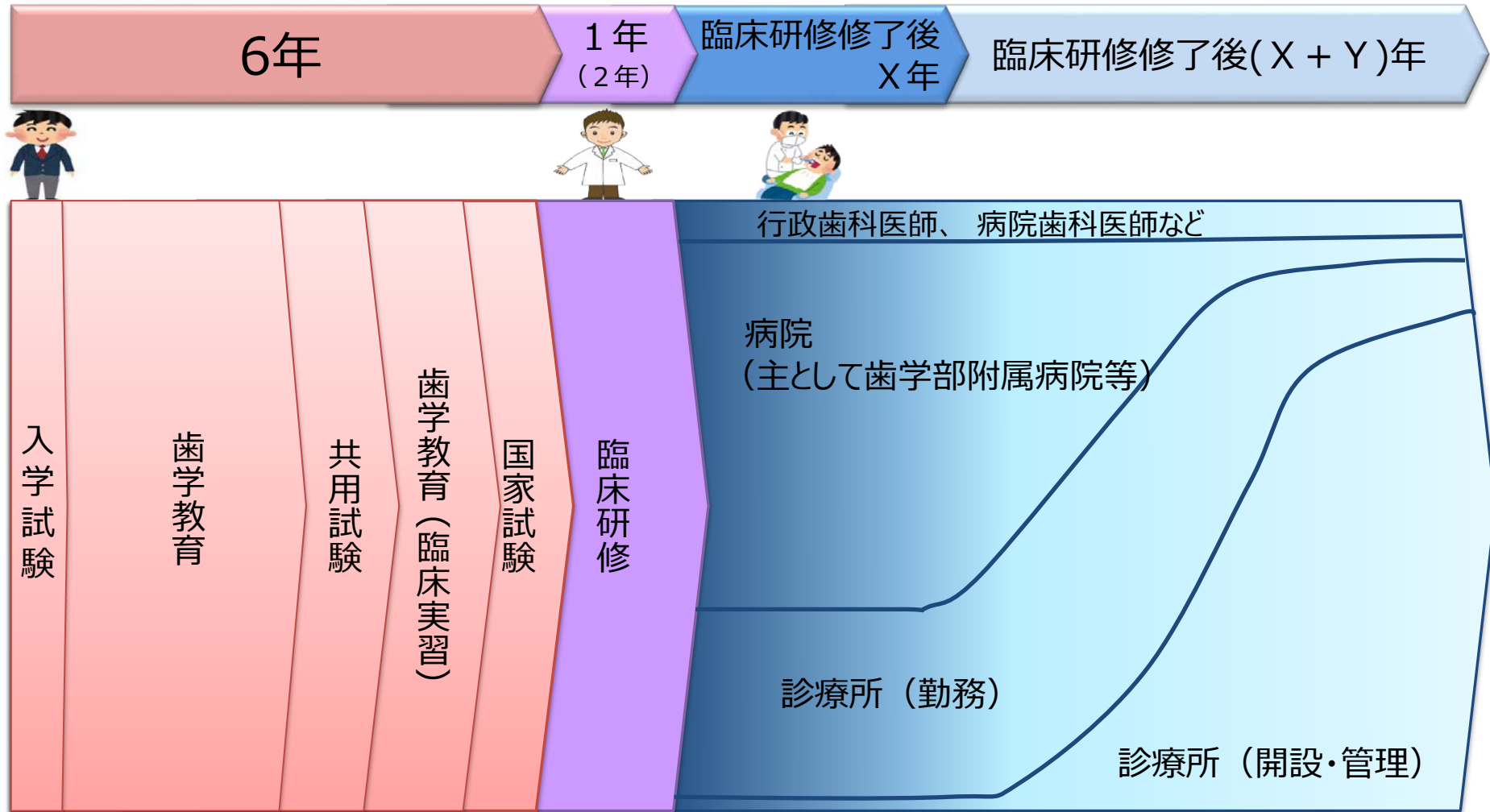
- | | |
|-----|---|
| (1) | 文部科学省と厚生労働省との緊密な連携の下、臨床前歯学教育、診療参加型臨床実習、共用試験、国家試験、臨床研修、歯科医師会の生涯研修制度等が一貫したシステムとして稼働するための体制構築を検討する協議会の設置を求めます。 |
| (2) | 上記(1)の各ステップ毎に中間的なキャリアパスを設定すること、また歯学教育体制の更なる充実のために、在宅歯科医療、社会歯科、スポーツ歯科等の大学講座の増設及び教員増強のための予算措置を求めます。 |

2. 歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保及び養成校の支援 (参考4)

地域歯科保健医療の重要な担い手である、歯科衛生士及び歯科技工士の人材確保に向け、看護師並みの養成校財政支援のための養成支援事業の拡充及び登録制度新設の予算措置を求めます。

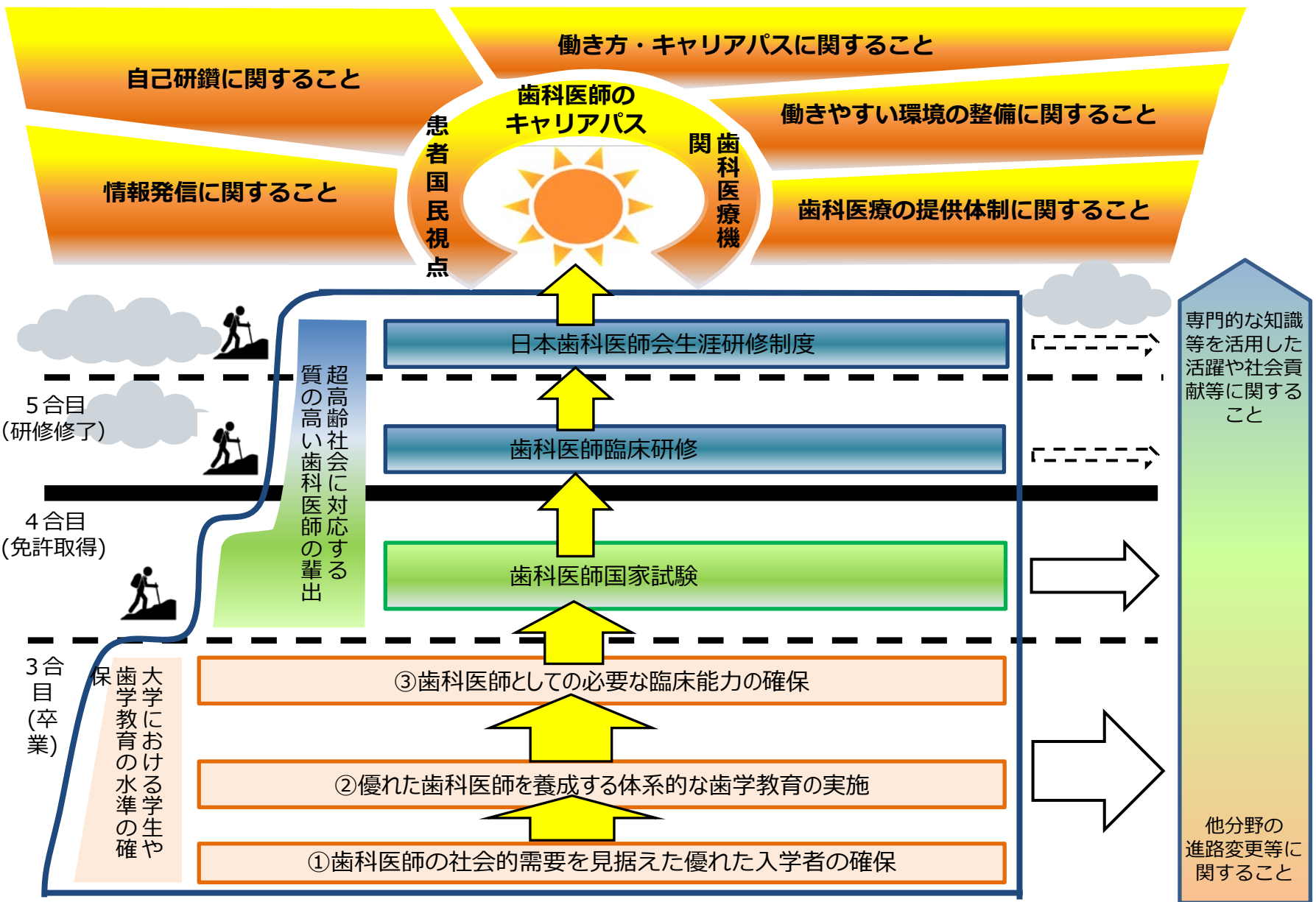
歯科医師のキャリアパスについて（イメージ図）

参考1



注) H24医師・歯科医師・薬剤師調査結果を基にイメージ図を作成したものであり、必ずしも正確な数値を示したものではない

厚生労働省資料を一部改変



日歯生涯研修事業の概要

国民の生活を支える歯科医療の提供を目指し、必要とされる知識や技術の向上を図るべく生涯研修事業を実施している。急激に変わっていく社会状況の中で、我々歯科医師に対する要望も多様化してきており、さらにその要望に対応する責務も高まっている。すべてのライフステージ、生活状況に見合った歯科医療を施すためには、広い知識と高い技術の習得が必要であり、その学術的なサポートとして日歯会員は日歯生涯研修登録システム（Eシステム）を利用している。

日歯生涯研修事業の大きな柱として、

① 会員向け生涯研修セミナー など各種講習会の実施

② 日歯生涯研修ライブラリー の制作

③ 日本歯科医師会雑誌 の発行

があり、Eシステムを利用して閲覧・受講することが可能になっている。

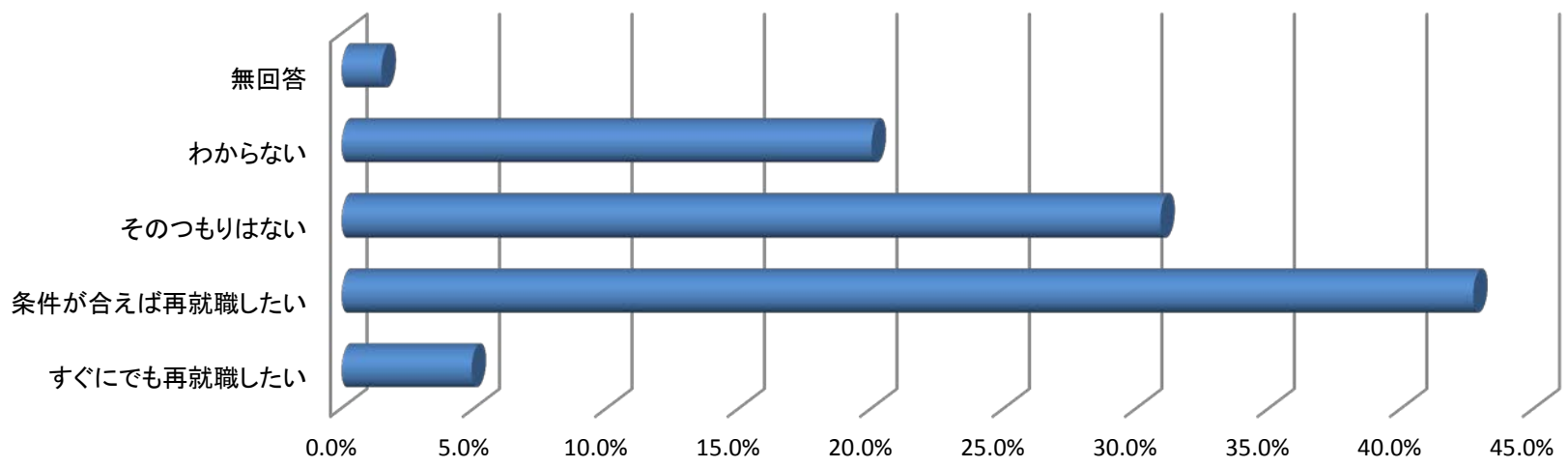
まさに歯科医師臨床研修の目的である、患者中心に全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力を身に付けるための最適な研修アクセス環境を用意し、自己研鑽を支援している。

特に女性会員にとっては、育児、介護、家事等により研修会に出席できない場合でも豊富な教材で研修ができ、単位取得できる。

所定の単位数を取得した修了・認定条件達成者には、「修了証」または「認定証」および「院内掲示用ステッカー」の交付のほか、日歯HPにおいて国民が歯科医師を検索する際に達成者を判断できるように掲載する等、生涯研修事業を推進している。

日本歯科衛生士会による歯科衛生士の実態調査報告 (平成26年10月・抜粋)

非就業歯科衛生士の再就職の意向



	すぐにでも再就職したい	条件が合えば再就職したい	そのつもりはない	わからない
20～24歳	23.7%	42.1%	13.2%	18.4%
25～29歳	7.7%	70.8%	6.2%	13.8%
30～34歳	7.9%	74.6%	—	14.0%
35～39歳	4.4%	67.2%	10.2%	18.2%
40～44歳	8.5%	59.3%	7.6%	22.9%
45～49歳	5.7%	44.3%	24.4%	25.0%
50～54歳	—	33.1%	34.5%	27.7%
55歳以上	—	18.2%	60.9%	17.6%

●看護師等の人材確保促進に関する法律

(目的)

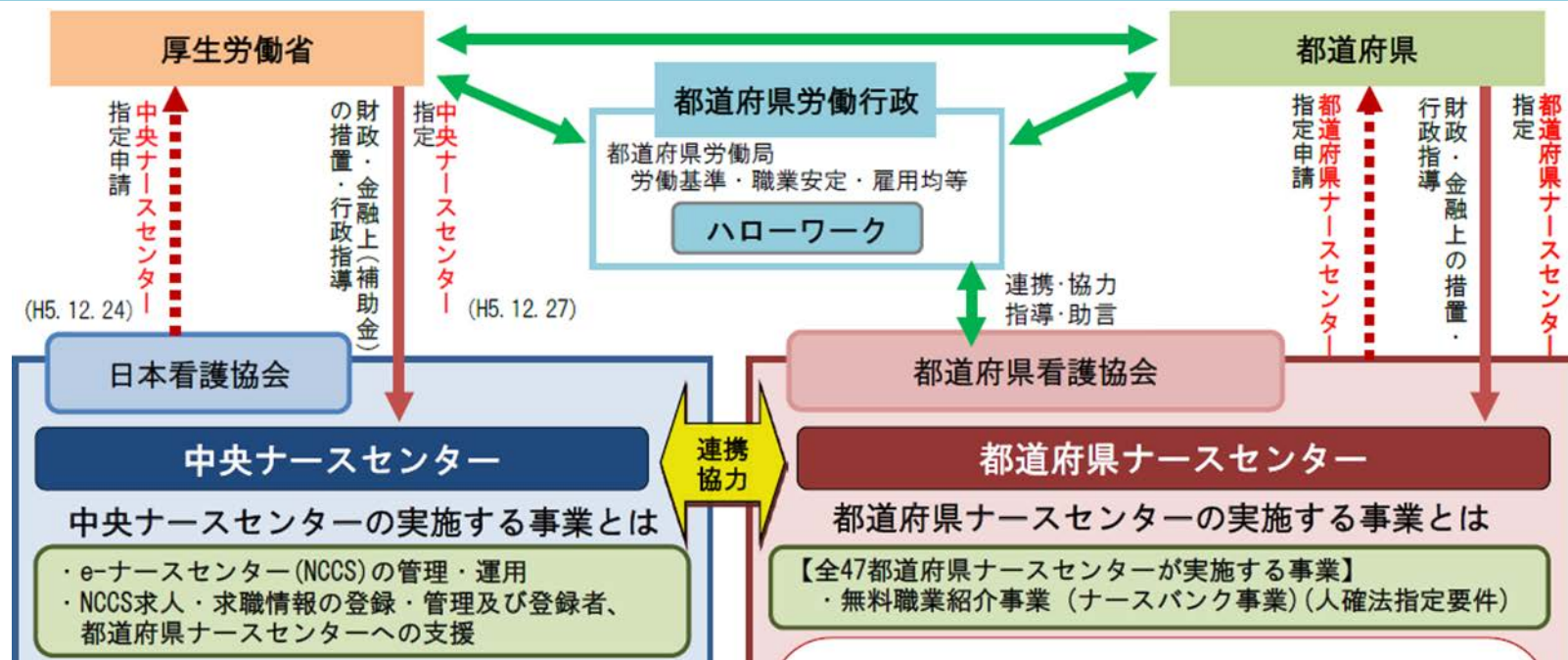
第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師 及び准看護師をいう。

ここに「歯科衛生士」を入れられないか。

【参考】「看護師等の人材確保促進に関する法律」による看護職員確保対策の体制



非就業歯科衛生士の復職支援のための 人材登録及びマッチングシステム（イメージ図）

